

平成 26 年 9 月 19 日

支部

先生

復師会

医師の同意について

前 略

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、返戻させて頂きました申請書の「医師の同意」については、柔道整復師法第 17 条でも明記されており、法的に事後同意は認められておりません。

応急手当日の翌日が休日となる場合には「やむを得ない理由」として保険者が認める事もありますが、毎週土曜日開院の都柔整診療所は特別に認められるものではありません。

過去には健康保険組合が認めた例もありましたが、現在では困難と思われま

す。つきましては、ご理解賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

草 々